

(案)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業） 実施要領

第一 目的

本実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱（平成 27 年〇月〇日付け環水大自発第〇号、以下「要綱」という。）に基づき行う事業の実施に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

第二 公共交通利用転換事業計画

1. 公共交通利用転換事業計画の内容

要綱第 3 条第 1 項に定める公共交通利用転換事業計画は、同条第 1 項本文に掲げる事項も含め、以下の事項・内容を含むものとする。

(1) 地域に係る状況・背景

①地域の公共交通をとりまく状況

- i) 公共交通利用転換事業を実施する地域の位置・地勢
- ii) 地域の状況（人口、産業、生活環境など）
- iii) 地域における交通の状況（主たる交通の担い手の状況・推移、通勤通学の状況、運転免許保有者数、交通によって生じている環境問題など）

②公共交通利用転換事業を実施する地域の公共交通等の現状と課題等

- i) 地域の公共交通機関等の利用状況（既存の鉄道、バス、自転車、自動車共同利用）
- ii) 地域の公共交通機関等が抱える課題
- iii) 地域の公共交通機関等の促進のために行われた既存の施策等

※ 現状と課題や既存の施策等を記すに際しては、低炭素社会を目指す観点を踏まえて記す必要があることに留意すること。例えば、低炭素社会に向けた課題や施策、既存の地域の交通体系の二酸化炭素排出構造の定量的把握などが記載されることが望ましい。

(2) 目指そうとする地域の将来像及び交通体系

- i) 目指そうとする地域の将来像
- ii) 目指そうとする地域の交通体系

※ 目指そうとする地域の将来像及びこれを支える交通体系について記述する。ここでは、既存の自動車に依存した交通から、公共交通や自転車・徒歩等の低炭素の交通に転換していくという基本的考え方と方策が具体的かつ明確に記載されていることが重要である。

(3) 公共交通への利用転換のための事業計画

- i) 事業計画の実施主体
- ii) 事業計画の目標及び目標年次
- iii) 事業計画の実施期間
- iv) 事業計画の下に行う施策、事業
- v) 事業計画の年次計画

※ (2) で示された、地域の将来像及び交通体系を実現するために行う公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組など、公共交通への転換を図る事業の計画について、その実施主体、目標・目標年次、実施期間とともに、具体的な施策や事業の詳細を記述する。それらの施策や事業は、要綱第3条第1項第1号から第3号までに掲げる計画や地域開発総合計画又は都市マスタープラン等、関連する計画と整合性のとれるものとなるよう留意すること。記載に当たっては、抽象的な理念を列挙することを避け、具体的な施策や事業を目標年次及び年次計画とともに記述すること。具体的な事業には、自動車から公共交通機関等への転換を明示的かつ確実に促進する措置が含まれていなければならない。

(4) 事業計画二酸化炭素排出削減の効果と目標

- i) 事業実施による二酸化炭素排出削減の効果
- ii) 二酸化炭素排出削減効果の評価対象
- iii) 事業実施前の二酸化炭素排出量の推計
- iv) 事業実施による二酸化炭素排出削減量の予測及びその手法
- v) 事業実施による二酸化炭素排出削減量の目標

※ 本補助事業の目的が二酸化炭素排出削減を目指すものであることから、事業の評価にあたっては、具体的に二酸化炭素排出削減量の目標を設定し、事業実施後の評価においては、実際に達成された二酸化炭素排出削減量を定量的に示し目標と比較検討することが必要である。

特に、補助事業の目的は、自動車から低炭素の公共交通等への転換を図るものであることから、自動車から公共交通等へ転換することと二酸化炭素排出削減の関係が明瞭であることが求められることに留意する。地域の活性化等により地域の二酸化炭素排出量全体が増加する場合もありうるが、その場合でも、自動車から公共交通等へ転換することによる二酸化炭素排出削減量の推計ができるようにすることが必要である。

このため、事業実施前の二酸化炭素排出量を、できる限り検証可能な方法で定量的に予め求めておくとともに、検証可能な方法で事業実施に伴う二酸化炭

素排出削減量を毎年度求められるよう、事業計画において算定手法とともに、実態調査等の必要な措置を位置づけ、実施することが重要である。このように、二酸化炭素排出削減量は定量的で検証可能な評価を伴うものであるため、二酸化炭素排出削減効果の評価対象を明確にすることが必要である。

事業実施による二酸化炭素排出削減量の目標は、できる限り事業の年次計画に従い毎年度示すこと、また、最低でも事業計画の目標年次における目標を示すこと。

二酸化炭素排出削減量の推計等にあたっては、事業計画と削減量との関係が明らかになり、定量的で検証可能な方法となるよう、例えば、事業実施に伴うマイカーから公共交通・徒歩・自転車への転換数や、モニターからの情報提供、パーソントリップ調査、道路交通センサス自動車起終点調査（OD 調査）、幹線道路の走行台数量（道路交通管制から得られた走行台数情報によるもの）、プローブデータ（入手可能な場合に限る。）、これらに類する調査などの情報等を用いること。

「3. 公共交通利用転換事業計画のモデル性について」の⑤についても留意すること。

（5）事業計画の実施体制等

i) 事業計画の実施体制

ii) 事業計画の資金計画

※ （3）事業計画を効果的かつ確実に実施するための体制について、関係機関、関係者が、その各々の具体的な役割分担とともに記述していること。これらの関係機関、関係者は、要綱第4条第2項に掲げられた協議会そのもの、あるいは、それらを含むものであることが想定されている。また、事業計画の実施に必要な資金とその調達方法についても記載すること。

2. 交付要綱第3条第1項第4号の取扱い

同号の規定により、「これらの計画に準じるもの」と認められるか否かは、当該計画が地域の関係者の合意に基づくものであって、目指そうとする地域の将来像に関する基本的な方針が定められているかなど、その内容に照らして判断するものとする。

3. 交付要綱第4条第2項第4号の取扱い

同号の規定により、「協議会」と認められるか否かは、規約において尊重義務に類する定めがあるかどうかなど、その内容に照らして判断するものとする。

4. 公共交通利用転換事業計画のモデル性

本補助事業で補助対象とする公共交通利用転換事業計画は、先進的なモデル事業を実施するものとする。先進的なモデル事業を実施する計画であるか否かは、下記事項を総合的に勘案して判断するため、公共交通利用転換事業計画の策定に当たって留意すること。

- ① 公共交通ネットワークについて、LRT・BRTの地域への導入や延伸又は既存の鉄軌道間の直通運転の開始等、利用者ニーズ及び二酸化炭素排出削減の観点を踏まえた見直しが行われ、輸送効率や速達性の改善等により、自動車交通の利用者がこれら公共交通の利用者に転換することを促進するものであること。
- ② 公共交通ネットワークの見直しが、単なる交通状況の改善にとどまらず、コンパクトシティ化の促進、先進的な省エネルギー対策の導入、地域の活性化と低炭素社会への転換の両立など、地域全体の二酸化炭素排出削減に資する先進的な考えを取り入れたものであること。
- ③ 従来型の公共交通ネットワークの見直しに併せ、徒歩や自転車等低炭素な代替交通手段の利用、自動車の共同利用やパークアンドライドなど自動車交通であっても低炭素となる仕組みの導入が進められるものであること。
- ④ 地域の住民等に対し、公共交通等を利用することによる二酸化炭素排出削減効果を意識させる措置が講じられているものであること。
- ⑤ 公共交通利用者への案内の充実や乗り継ぎの円滑化等を通じた二酸化炭素排出削減、二酸化炭素排出削減量の把握や公共交通利用者への情報提供のために、情報通信技術（ICT）を活用するものであること。

5. 公共交通利用転換事業計画に基づく施策・事業等の実施

要綱第4条第1項1号の公共交通利用転換事業計画策定事業に係る補助金を受けた補助事業者は、同補助金を受けて策定した計画に基づき、同計画に定められた実施体制にある関係機関・関係者とともに、同計画に沿った施策や事業が実施されるよう、努めなければならない。

また、同補助事業者は、同計画に従って、必要な機器の購入や設備整備、利用促進を実施すること。

第三 公共交通利用転換事業

1. 公共交通利用転換事業の具体的内容

要綱別表第1第2欄公共交通利用転換事業に掲げられた事業の具体的な解釈については、以下による。

- i) LRTシステム又はBRTシステム等の整備に伴う車両の導入には、当該車両の取

得に伴って必要となる車両整備場の整備が含まれる。なお、LRT システムを導入する場合には、電気設備及び運転保安設備の整備事業も含まれる。

- ii) LRT システム又は BRT システムと自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業には、停留所近辺における自転車又は自動車共同使用の駐輪又は駐車拠点の整備事業が含まれる。また、LRT システム又は BRT システム用の車両を自転車積み込み用に改良する場合には、その改造事業も含まれる。
- iii) LRT システム又は BRT システムの整備と併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業とは、乗継情報提供システム、ロケーションシステム、IC カードシステム及び PTPS 等の整備事業をいう。

2. 公共交通利用転換事業の二酸化炭素排出削減の効果と目標

公共交通利用転換事業計画では、事業計画全体の二酸化炭素排出削減の効果と目標を明らかにすることが求められるが、補助対象の事業は、事業計画全体の一部でありうることから、事業計画全体の二酸化炭素排出削減の効果と目標と、補助対象の事業の効果と目標との関係について考え方を整理し、それに基づいて、補助金申請に係る事業実施計画書の二酸化炭素排出削減効果を記載すること。

要綱第 11 条第 1 項に規定する補助事業の実績報告書及び「第四 実施状況報告」に定める事業実施状況報告書に記載する二酸化炭素排出削減状況については、この考え方に基づき記載すること。

第四 事業期間

事業期間は原則単年度とする。

ただし、公共交通利用転換事業については、当該年度内での完了が困難であって、年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出される場合には、複数年度事業とすることができるものとする。

なお、複数年度事業の実施にあたっては、以下の点に留意するものとする。

- i) 交付申請は各年度行うこと。
- ii) 実施計画書（事業全体、各年度の整備計画）を提出すること。
- iii) 実施計画書において、複数年度に跨がる継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異を明確に区別すること。
- iv) 補助金の総額については原則、当該実施計画書に記載された総額を超えることはできない。
- v) 実施を計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させ、その金額相当の成果品が収められていること（計画から外れた実績は補助対象外。）
- vi) 各年度の交付決定にあたり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。また、各年度の交付決定は、予算の範囲内において行う。

- vii) 2年度目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）又は大幅に事業内容が変更となった場合は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。

第五 実施状況報告

1. 公共交通利用転換事業計画策定事業に係る実施状況報告

公共交通転換事業計画策定事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者は、要綱第11条に定める実績報告を行うほか、公共交通利用転換事業計画が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の2年間の期間、毎年度末において公共交通利用転換事業計画実施状況報告書を様式第1により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出するものとする。

また、当該補助事業者は、策定された公共交通利用転換事業計画に示された目標年次までの間、環境省より求めがあれば、同計画の実施状況についての情報を環境省に提供しなければならない。

2. 公共交通利用転換事業に係る実施状況報告

公共交通利用転換事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者は、要綱第11条に定める実績報告を行うほか、公共交通利用転換事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の5年間の期間、毎年度末において公共交通利用転換事業実施状況報告書を様式第2により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出するものとする。

附 則

この実施要領は、平成27年〇月〇日から施行する。

様式第 1

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

公共交通利用転換事業計画実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）によって策定した公共交通利用転換事業計画について、 年度における実施状況を、以下のとおり報告いたします。

記

1. 公共交通利用転換事業計画の実施状況

※ 本報告の対象とする年度における公共交通利用転換事業計画の実施状況について、計画に示された施策や事業について実施状況を具体的に記入することにより記載する。

2. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量

※ 本報告の対象とする年度において、公共交通利用転換事業計画に基づくそれぞれの事業について、事業が未実施のものについては見込まれる二酸化炭素の削減量を、事業実施後のものは実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入すること。

(2) 公共交通利用転換事業計画の削減目標にかかる評価

※ 実際の削減量を計画に示された削減目標に照らして評価すること。実際に目標に達しなかった場合には、その原因について記述すること。

3. 今後の取組

※ 事業化までのスケジュールにおける進捗状況及び本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入すること。なお、計画策定後事業実施までの間に、関係者間の合意形成の場（地域協議会等）

を設ける場合は、その主なものをスケジュール中に明記すること。

- 注 1 要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。

様式第2

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

公共交通利用転換事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）によって実施した事業について、 年度における実施状況を、以下のとおり報告いたします。

記

1. 公共交通利用転換事業の実施状況

※ 本報告の対象とする年度における公共交通利用転換事業の実施状況について、具体的に記入する。

2. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量

※ 本報告の対象とする年度において、公共交通利用転換事業の二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入すること。

(2) 公共交通利用転換事業の削減目標にかかる評価

※ 実際の削減量を事業実施計画書に示された削減目標に照らして評価すること。実際に目標に達しなかった場合には、その原因について記述すること。

注1 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。